

2013年1月22日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

代表者 鈴木 郁也様

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】 担当：袋井

〒540-0033 大阪市中央区石町

一丁目1-1 天満橋千代田ビル

TEL. 06-6945-0729 FAX. 06-6945-0730

E-mail: info@kc-s.or.jp

HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

申入活動終了のご通知

当団体は、貴社に対し、貴社が設定、運用をおこなう投資信託商品のうちの一部について、交付目論見書における「為替ヘッジ」、「為替ヘッジ取引」、「為替ヘッジプレミアム」、「為替ヘッジコスト」等、「為替ヘッジ」及びそれに類する文言（以下、「為替ヘッジ等」といいます）」につき、2012年10月30日付の申入書にて、記載の削除または別の表現への変更を申入れました。

その後、当団体は、貴社から、2012年11月28日付の申入書に対する回答を受領いたしました。当団体にて、貴社の回答内容を検討した結果、一部認識に齟齬があるとはいえ、結論においては、「為替ヘッジ等」の表示を修正する方針が示されていることから、当団体の申入れの趣旨に沿った回答であるとの結論に至りました。当団体は、貴社の回答を、消費者（投資家）保護を目的とした自発的な消費者志向の対応と評価しており、また、自主規制機関である社団法人投資信託協会からは、2012年12月14日付で、当団体の申入れの趣旨に沿った「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正案が示されたことも鑑み、今回の申入れ活動の目的は達せられたと考え、今回の申入れ活動を終了することにいたしましたので、お知らせいたします。

なお、2013年1月15日を基準日として、当団体が、貴社ウェブサイトを通じて今回の申入れ対象商品の交付目論見書を入手し検討したところ、一部の商品について、当団体の申入れの趣旨に沿った表示の変更を確認する事ができませんでした。貴社の回答によれば、2012年12月の定例改定分から順次、交付目論見書を変更するとされています。従いまして、当団体は、改訂予定時期に再度交付目論見書を入手し、その内容を検討することを予定しております。予定されている検討の結果、表示の変更が不十分であるとの結論に至った場合には、再度、貴社に対し、お問い合わせ、申入れ等の対応をとらせていただくことがあることを付言いたします。

以上